

いしのまき

災害臨時号 第7号

平成23年6月15日発行



神楽師の心意気 復興への第一歩

5月28日(土)、雄勝総合支所前で「おがつ復興市」が開催されました。

震災後はじめて披露された雄勝法印神楽保存会(国指定重要無形民俗文化財)の皆さまの力強い演舞は、復興への第一歩を象徴しているようでした。

◆◆◆主な内容◆◆◆

- 災害義援金の配分・・・・・・・・・・ P2
- 災害障害見舞金・災害援護資金貸付・・・・ P3
- 応急仮設住宅・・・・・・・・・・ P4~5
- 国民健康保険高額療養費・・・・・・・・ P6
- 予防接種・・・・・・・・・・ P7
- 石巻市慰霊祭・・・・・・・・・・ P8



▲会場では雄勝の海産物や特産物の販売なども行われました。

東日本大震災被災状況(6月3日現在)

死者	3,054人	行方不明	2,770人
避難者数	6,895人	避難所数	96カ所

参考(平成23年2月末現在)

人口162,822人 世帯 60,928世帯

災害義援金の配分

義援金の申請あたって

※人的被害について、『災害弔慰金』の手続きをした方は、その情報をもって義援金の支給処理を進めますので申請は不要です。

※住家被害について、り災証明書で住家の全壊または大規模半壊の判定を受け、『被災者生活再建支援制度』の手続きをした方は、その情報をもって義援金の支給処理を進めますので申請は不要です。

『り災証明書(非居宅用)』では義援金の対象にはなりません。

義援金の金額および配分対象が拡充されました。

- ・国の義援金に加え、石巻市および宮城県に寄せられた義援金を配分します。
- ・今回の震災により、精神または身体に著しい障害を受け、石巻市災害障害見舞金の対象になった方および父母を亡くし孤児となった児童に対して義援金を配分します。

義援金の申請対象者が拡大されました。

- ・死亡者・行方不明者の配偶者、子、父母、孫および祖父母がいない場合、死亡者・行方不明者の法定相続人に、法定相続人がいない場合は葬祭を執り行った親族に申請対象を拡大しました。

義援金の配分対象および金額

配 分	区 分	国配額	宮城県配額	石巻市配額	計
人的被害 (1人当たり)	死亡者・行方不明者	35万円	15万円	1万5千円	51万5千円
	災害障害見舞金対象者(新規)	—	10万円	1万円	11万円
住家被害 (1戸当たり)	全壊	35万円	10万円	1万円	46万円
	大規模半壊	18万円	7万円	1万円	26万円
	半壊(大規模半壊除く)	18万円	2万円	1万円	21万円
震災孤児 (1人当たり)	震災孤児	—	50万円	5万円	55万円

配 分	対象者(対象世帯)	必要書類等
人的被害	①死亡者・行方不明者の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母の範囲) ②上記①の者がいない場合は法定相続人 ③上記①～②に該当する者がいない場合は葬祭を執り行った親族 ※災害障害見舞金対象者の申請は不要です。 ※②、③は申請が必要	①死亡診断書(検案書)等の写し ②戸籍謄本(死亡者との関係がわかるもの) ③死亡者・行方不明者の法定相続人がなく、親族が葬祭を執り行った場合はその領収書等 ④支給対象者の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号のわかるもの)
住家被害	①住家の世帯主 ②世帯員全員が死亡している場合は、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母の範囲) ③上記①～②に該当する者がいない場合は世帯主の法定相続人 ④上記①～③に該当する者がいない場合は世帯主の葬祭を執り行った親族 ※原則として、1戸の住家に複数の世帯が居住している場合は、その代表の世帯主に配分します。 ※③、④は申請が必要	り災証明で半壊の判定を受けた方は ①り災証明書 ②支給対象者の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号のわかるもの) ※遺族が請求する場合は上記の他に『人的被害』と同様の書類も添付願います。 ※全壊、大規模半壊の判定を受けた方は『被災者生活再建支援制度』の手続きをお願いします。
震災孤児	①震災により父母の両方が死亡した児童 ②父母の一方がいなかった児童で、震災により父または母が死亡した児童 ※ここでいう児童とは、平成4年4月2日から平成23年3月11日までに生まれた者 ※申請が必要	①死亡診断書(検案書)等の写し ②戸籍謄本(親と子の関係がわかるもの) ③支給対象者の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号のわかるもの) ④親戚など保護者等がいる場合はそれを証明するもの(未成年後見人の審判書等)
受付場所	市役所 2階福祉総務課 河北総合支所 河南総合支所 桃生総合支所 牡鹿総合支所	
受付時間	午前9時～午後4時30分	

☎ 福祉総務課 (内線 2458・2459)

災害障害見舞金

震災により、負傷または疾病で精神または身体に著しい障害を受けた場合、災害障害見舞金を支給します。

支給の内容	対象者(対象世帯)	必要書類等	支給制限
<ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円 ・その他の方が重度の障害を受けた場合 125万円 	被災当時、石巻市内に住所を有し、災害により下記に掲げる障害を受けた方 ①両目が失明した方 ②咀嚼および言語の機能を廃した方 ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ⑤両上肢のひじ関節以上で失った方 ⑥両上肢の用を全廃した方 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った方 ⑧両下肢の用を全廃した方 ⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前1～8号と同程度以上と認められる方	①災害障害見舞金支給調査票 ②診断書(指定様式・指定医の記入が必要です) ※調査票・診断書用紙は福祉総務課・各総合支所・各支所にあります。 ※指定医については、お問い合わせください。 ③振込口座の通帳の写し(口座名義、銀行名、預金種目、口座番号の記載があるもの) ◆被災の状況により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。	・当該障害に関し、その方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合、災害障害見舞金は支給されません。(警察表彰規則や消防表彰規定に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金等)
受付場所 市役所 3階多目的ホール 河北総合支所 河南総合支所 桃生総合支所 牡鹿総合支所 受付時間 午前9時～午後4時30分	☎ 福祉総務課(内線2456・2457)		

災害援護資金貸付

震災により、世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯の、生活の立て直しのための資金を貸し付けします。

世帯主がおおむね1カ月以上の負傷があった場合		世帯主に負傷がない場合	
家財および住居の損害がない場合	150万円	住居に損害はないが、家財のおおむね1/3以上に損害を受けた場合	150万円
住居に損害はないが、家財のおおむね1/3以上に損害を受けた場合	250万円	住居が半壊した場合	170万円 (250万円)
住居が大規模半壊・半壊した場合	270万円 (350万円)	住居が全壊した場合	250万円 (350万円)
住居が全壊した場合	350万円	住居の全体が滅失し、または流失した場合	350万円
※()内の金額は、被災した住宅を建て直すにあたり残存部分を取り壊さざる得ない場合			
対象者(対象世帯)	必要書類等		貸付条件
・被災当時、石巻市内に住所を有していた世帯 ・世帯主が1カ月以上の負傷を負った世帯または家財等に大きな被害があった世帯 ※世帯の人数により所得制限があります。(平成21年分の総所得額により判定) 世帯人数・総所得額 ・1人の場合 220万円 ・2人の場合 430万円 ・3人の場合 620万円 ・4人の場合 730万円 ・5人以上 世帯人数が1人増えるごとに、730万円に30万円を加えた額 ※住居全体が滅失したとき 世帯人数に関係なく1,270万円上限	①災害援護資金借入申込書 (申込書は福祉総務課・各総合支所・各支所にあります) ②平成22年度所得証明書(平成21年分・申込人は世帯全員、保証人は本人分) ※平成22年1月1日現在、石巻市以外に住所のある方は前住所地で取得してください。 ③り災証明書(住宅に被害がない場合は被災証明書) ④住民票謄本(世帯全員分) ⑤診断書(世帯主に1カ月以上の負傷があった場合) ⑥身分証明書(運転免許証・健康保険証等) ⑦印鑑		利 率 連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5% 償還期間 13年 (据置期間を含む) 据置期間 6年(世帯主の死亡や住居が全壊など特別の事情がある場合は8年) 償還方法 年賦(元利均等償還・繰上償還可)
受付場所 市役所 3階多目的ホール 河北総合支所 河南総合支所 桃生総合支所 牡鹿総合支所 受付時間 午前9時～午後4時30分	☎ 福祉総務課(内線2455・2457)		

応急仮設住宅の申し込み・建設計画

◎現在の着工予定戸数・抽選対象期間は下記のとおりです。なお、設計上戸数に若干の変更がありますことをご了承願います。

地区	建設地	入居可能世帯数				完成予定	抽選予定日	抽選対象期間	抽選対象地区	
		合計	1人用	2～3人用	4人以上用					
本庁	泉町教職員住宅跡地	10	2	6	2	6月下旬	6月15日	申込受付・地区変更 6月5日付け 受付分まで	旧市内西部	
	高等技術専門学校グラウンド	14	2	8	4					
	蛇田西部1号公園	32	6	21	5					
	蛇田西部2号公園	41	8	26	7					
	一番谷地地区	35	7	22	6				6月20日	旧市内東部
	蛇田団地南公園	27	6	16	5					
	渡波北部1号公園	11	2	7	2					
	渡波北部3号公園	12	3	7	2					
水押野球場	44	15	14	15	6月15日	河北地区				
三反走地区	90	18	54	18						
河北	追波川河川運動公園 川前グラウンド	91	18	53	20	6月20日	河北地区			
	雄勝	雄勝森林公園	32	6	19	7		6月15日	雄勝地区	
河南	押切沼運動公園	124	12	72	40	6月20日	河南地区			
	柏木ふれあいセンター	28	3	17	8					
桃生	せんだんの杜ものう隣地	122	15	71	36	6月15日	桃生地区			
牡鹿	清崎山地区	16	4	8	4			牡鹿地区		

◎抽選 抽選方法 公開抽選【本庁分】市役所5階「市民サロン」午前10時30分～ 【総合支所分】各総合支所 午前10時30分～

※注意事項

- ・従前地区(震災前の住所地)以外での抽選を希望する方は、備考欄に希望地区を記入してください。※場所ではありません。
- ・抽選対象地区において、建築戸数が希望世帯数に満たない場合は、確定した建築戸数の抽選が終了次第、抽選対象地区を変更して抽選します。

◎抽選対象地区の変更について

抽選対象地区(震災前の住所地)以外での抽選を希望する方は『応急仮設住宅 地区変更届出書』(建築課、各総合支所、指定避難所にあります。)を提出していただくか、建築課または各総合支所までご連絡ください。なお、変更は1回までとし、変更後は従前地区での抽選対象からは除外されることを、ご了承ください。

◎その他

抽選時における、避難所または避難所以外の方としての優先適用はしていません。

『住宅の応急修理制度』および『民間賃貸住宅の応急仮設住宅への切り替え制度』をご利用される方は、上記抽選での応急仮設住宅へは入居できません。

☎ 建築課 (内線 5668)

介護保険から

介護サービス利用料及び食費・居住費(滞在費)の免除の受付

震災により住宅等に著しい被害にあわれた方の利用料等の免除を行います。

対象者の範囲 次のいずれかの条件を満たしている場合

- ①住んでいた家が、全半壊、全半焼している場合
- ②主たる生計維持者が死亡(行方不明を含む)または重い傷病を負った場合
- ③福島原子力発電所の原子力災害に伴い、国から避難指示を受けて避難された方
- ④今回の地震により主たる生計維持者が業務を廃止・休止した場合、もしくは主たる生計維持者が失職し現在収入がない場合

対象施設

- 1) 利用者負担額 介護保険適用施設で1割の利用者負担が発生する全施設
 - 2) 食費・居住費(滞在費) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ショートステイ等
- ※ただし、グループホーム・デイサービス・小規模多機能施設・有料老人ホーム等を除く

受付期間 平成23年6月6日～9月30日

免除期間 利用者負担額 平成23年3月11日～平成24年2月29日
食費・居住費(滞在費) 平成23年3月11日～平成23年8月31日

※ただし、1)、2)ともに行方不明や原子力災害に伴うものは別期間とします。

必要な書類(全て写しでも可)

- ・「介護保険利用者負担額等免除申請書」、「介護保険施設等における食費・居住費(滞在費)減免申請書」
- ・上記①の場合は、り災証明書
- ・上記②③④の場合は、診断書や雇用保険受給者証等その事情等が確認できる書類

※証明書や書類がやむを得ず用意できない場合は、「介護保険利用者負担額等免除申請書」の裏面に理由を記入し、できる限り申請者以外の方に証明を受けてください。

負担限度額認定証の認定期間の延長および更新受付

施設入所やショートステイ利用時の食費・居住費が減額される「介護保険負担限度額認定証(紫色)」の有効期限が近づいていますが、震災の影響により認定期間を8月末まで延長します。

現在の認定証の有効期限を8月31日と読み替えて継続し、更新受付は9月から行う予定です。

詳しくは7月下旬に、自宅、避難先または入所施設等へ「更新案内」と「申請書」を郵送しますので、そちらをご覧ください。

確実にお手元に届くよう「書類送付先変更申出書」を提出していただくか、郵便局にて転居・転送手続き等を行ってください。

なお、新規申請については随時受け付けていますので、下記窓口または担当のケアマネジャーにお問い合わせください。

☎ 介護保険課(内線 2442・2439)
・各総合支所保健福祉課

今後の新規申込受付

応急仮設住宅の最終受付は、6月25日(土)です。

新規申し込みの**最終受付を6月25日まで**とし、建設戸数の確定を行います。まだ申請されていない方は、**必ず受付期間内に申請**願います。(申請内容の変更は随時受付致しますが、それ以降の新規申請受付予定はありません。)

受付場所 市役所5階建築課・各総合支所・各支所・各指定避難所 受付時間 午前8時30分～午後5時

地区	建設地	入居可能世帯数				完成予定	抽選予定日	抽選対象期間	抽選対象地区	
		合計	1人用	2～3人用	4人以上用					
本庁	海門寺テニスコート	15	3	9	3	6月下旬	6月25日 9:30～	旧市内西部		
	※あけぼの北公園	11	2	3	6					
	※あけぼの南公園	8	3	2	3					
	蛇田北部1号公園	21	2	14	5					
	蛇田中央地区	46	4	30	12					
	蛇田北部2号公園	23	2	14	7					
	※駅前北通りちびっこ広場	9	3	3	3					
	※祝田保育所跡地	8	2	3	3		6月25日 13:30～	申込受付・地区変更 6月15日付け 受付分まで		旧市内東部
	旧真野小学校跡地	37	4	24	9					
	稲井テニスコート	48	7	28	13					
	※新栄東公園	11	2	4	5					
	※新栄中央公園	9	2	3	4					
	※井内地区	10	2	3	5					
	渡波北部2号公園	32	3	20	9					
垂水2丁目公園	24	3	13	8	6月25日		雄勝地区			
雄勝	大須小学校グラウンド	17	1	10				6		
旧立浜小学校跡地	24	7	10	7						
名振コミュニティーセンター	14	3	8	3						
北上	名振地区	15	0	12	3	北上地区	河北地区			
河北	大指地区	14	0	8	6					
牡鹿	桃生・河北道路用地	37	未定	未定	未定	牡鹿地区				
	旧大原中学校跡地	42	4	24	14					
本庁	旧牡鹿保健センター	8	1	6	1	旧市内西部 旧市内東部	7月1日 10:30～	申込受付・地区変更 6月25日付け 受付分まで (最終受付分)		
	※袋谷地東公園	38	8	8	22					
	※水押住宅児童遊園	9	2	2	5					
	※水押公園	5	1	2	2					
	※南境公園用地	42	10	8	24					
本庁	※南境運動公園南西用地	68	16	20	32	7月1日 13:30～				
	トゥモロービジネスタウン	292	29	175	88					

※印の建設地は、全て2DKタイプとなりますことから、4人以上の方に対しては2戸を提供します。ただし、家電等につきましては1セットのみの提供となりますので、ご了承願います。

◆旧市内抽選対象地区 【東部地区】湊・鹿妻・渡波・稲井・荻浜・田代地区 【西部地区】「東部地区」以外の地区

※なお、今後の建設予定につきましては、県から応急仮設住宅の建設計画が示され次第、お知らせします。

☎ 建築課 (内線5668)

雇用促進住宅の入居申請

被災された方を対象とした「雇用促進住宅」の一時入居希望者募集の概要についてお知らせします。

入居対象者(応募資格)

下記要件全てに該当する方が対象となります。

- (1) 今回の災害で住宅が全壊または流出し、居住する住宅がない方で、自己の資力では住宅を確保することが困難な被災者(世帯単位での入居となります)
- (2) 3月11日時点において石巻市に住所を有していた世帯
- (3) 2DKは世帯人数3～4人、3DKは世帯人数4人以上の世帯

入居条件

- (1) 入居期限は最長で平成25年3月末日まで(6カ月ごとの更新手続きが必要)
- (2) 家賃・敷金は管理者の(財)雇用振興協会により免除され、光熱水費、共益費は自己負担となります。浴槽完備、ガスコンロ・照明器具は無償貸与、家電製品は日本赤十字社から無償提供されます。

入居者決定方法・入居時期

応募者多数の場合、抽選により決定します。

入居開始時期は7月上旬を予定しています。

住宅の規模・戸数

(各住宅とも1階～5階までの空き室。エレベーターなし)

- (1) 河南(広瀬) 3DK10室
- (2) 万石浦(流留) 3DK9室 2DK10室

申請期間

6月15日(水)～24日(金)
午前8時30分～午後5時(土日受付可、ただし、各支所は平日のみ)

申請方法

商工観光課、各総合支所、各支所で配付している「雇用促進住宅入居申請書」に必要事項を記入の上、各窓口へ提出してください。(郵送不可)

その他

仮設住宅に申し込みしている方も、改めて申し込みする必要があります。

☎ 商工観光課(内線3523、3524)

国民健康保険高額療養費（平成23年1月・2月診療分）の手続き

国民健康保険高額療養費の支給該当者には通常、診療月の2カ月後に、はがきでお知らせしていますが、震災の影響により1月および2月診療分の通知発送ができませんでした。

1月および2月に診療を受けた方で医療費の支払いが高額になった場合は、高額療養費が発生している可能性がありますので、保険年金課にお問い合わせください

受付場所 市役所2階保険年金課・河北総合支所・河南総合支所・桃生総合支所・蛇田支所

持参するもの ・印鑑（認め印可、シャチハタは不可） ・国民健康保険被保険者証
・高額療養費に該当する領収書（流失等によりお持ちでない場合は、その旨を窓口で申し出てください。）
・世帯主の銀行通帳

※別世帯のご家族の方の口座に振り込みをする場合は、世帯主との関係を証明する戸籍の提出が必要です。

☎・☒ 保険年金課（内線2349・2345）

震災で被災された重・中度心身障害者医療費助成対象者の皆さまへ

病院等受診時の窓口負担について、震災による支払猶予および免除が適用される対象者は、3月以降の診療分（被災後の受診分）の支払猶予および免除が優先されるため、重・中度心身障害者医療費助成の対象外となります。

そのため、保険者あてに免除証明書交付申請および支払済医療費の還付手続きが必要となります。平成23年7月1日以降、病院等での窓口負担免除についても、「免除証明書」の提示が必須となりますので、手続きを忘れずに行ってください。

なお、3月11日（被災前）までに受診された分および免除非該当となった受給者については、確認作業後、順次振り込みします。※支払猶予および免除に該当する要件等の詳細は保険者あて確認願います。

☎ 障害福祉課（内線2482・2484）

地デジに関するお知らせ

本年7月24日に予定されていた地デジへの完全移行は、震災の影響により半年から1年の間で延長されることになりました。また、今回の震災で、一定以上の被害を受けた世帯を対象に地デジチューナー等を無償で給付する支援が開始されました。

対象世帯 「半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯」で地上デジタル放送未対応の世帯

内容 ①簡易なチューナー1台を無償給付（配送）
②希望により訪問してのチューナー設置、操作方法の説明を実施
③必要に応じて、アンテナ改修や共同受信施設接続にかかる経費の負担

申込方法 ・申込書に「NHK受信料全額免除証明書」または「り災証明書（コピー可）」を添付して、申込書に同封している返信用封筒で郵送してください。
・申込書は、市役所4階情報政策課および各総合支所地域振興課で配布しています。また、地デジチューナー実施支援センターのホームページでも入手できます。（地デジチューナー実施支援センターに電話やFAXでご連絡いただければ郵送します）

☎ 総務省地デジチューナー実施支援センター ☎0570-033840（ナビダイヤル）
受付時間〔平日〕午前9時～午後9時〔土日・祝日〕午前9時～午後6時

石巻市都市計画審議会委員を募集します

石巻市都市計画審議会では、より公正な運営の確保と透明性の向上ならびに広く市民の皆さまからご意見をいただくため、委員を募集します。

募集人員 男性1人 女性2人

応募資格 ・18歳以上68歳未満の市内に在住する方 ・本市の議員および職員でない方

任期 平成23年8月8日～平成25年8月7日（2年間） **報酬** 市の規定に基づく

会議開催 平日の日中に必要な都度開催（年4回程度）

応募方法 石巻市のまちづくりに対する思いなど応募動機を400字以内でまとめ、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を必ず記載したもの（様式は自由）を、郵便、FAX、Eメールまたは持参により応募してください。

受付期限 7月12日（火）〔必着〕 **選考方法** 作文審査により選考し、必要に応じて面談を実施する場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

☎・☒ 都市計画課（内線5624・5627） Eメール iscpplan@city.ishinomaki.lg.jp

予防接種

下記の対象となる方に予防接種予診票を郵送しましたので、同封した説明をお読みの上、指定医療機関で接種してください。(まだ届いていない場合は、ご連絡ください。)

接 種 名	対 象
BCG、三種混合、麻しん風しん（1期）、ヒブ、小児用肺炎球菌	H23年1月、2月、3月生まれの方（石巻地区のみ）
麻しん風しん（第2期）	H17.4.2～H18.4.1生まれの方（就学前）
麻しん風しん（第3期）	H10.4.2～H11.4.1生まれの方（中学1年生）
麻しん風しん（第4期）	H5.4.2～H6.4.1生まれの方（高校3年生）
日本脳炎（第1期）	H19.5.2～H20.4.1生まれの方 H18.4.2～H18.5.1生まれの方 H13.4.2～H14.4.1生まれの方（小学4年生）
ヒブ・小児用肺炎球菌	H21.4.2～H22.4.1生まれの方 H19.4.2～H20.4.1生まれの方

【今後の送付予定】

接 種 名	対 象	発送予定
BCG、三種混合、麻しん風しん（1期）、ヒブ、小児用肺炎球菌	生後3か月ごろ	順次（河北・桃生地区を除く）
日本脳炎（1期）	3歳児および小学3年生	順次
子宮頸がん	中学1年生、中学3年生	6月下旬
二種混合	小学6年生対象	6月下旬

◆春期ポリオ予防接種（対象者：平成22年1月～12月生まれの方）

震災の影響で延期していましたポリオの予防接種を行います。予診票は6月上旬に発送しています。

なお、7歳5か月までの方でまだ2回接種を終了していない方も受けることができますので、母子手帳を持参の上、直接会場にお越しください。

と ころ	受付時間	日 程
市保健相談センター	13：00～13：30	7月1日(金)、6日(水)、8日(金)、12日(火)、14日(木)、15日(金)、19日(火)、20日(水)、22日(金)、26日(火)、27日(水)、28日(木)
河北総合センター（ビッグバン）	13：00～13：30	7月14日(木)、15日(金)
河南母子健康センター	13：00～13：30	7月7日(木)、11日(月)
桃生保健センター	13：00～13：30	7月1日(金)、8日(金)
北上保健センター	13：30～13：45	6月29日(水)
石巻市立牡鹿病院	12：30～12：45	7月8日(金)

肺炎球菌予防接種 公費負担による肺炎球菌予防接種が受けられます。

対 象：65歳以上の方（過去に肺炎球菌ワクチンを接種し5年を経過していない方および脾臓を摘出し健康保険の適用となる方は除く）

実施医療機関 市指定の医療機関 自己負担金 4,000円

以下の方は事前に申請すれば無料で受けられます。

○生活保護を受けている方

○被災した次に掲げる方（保険者が発行する医療費免除証明書を持っている方は事前の申請は必要ありません。

接種時に医療機関に提示願います。）

- ・住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした世帯に属する方
- ・主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯に属する方
- ・主たる生計維持者の行方が不明である世帯に属する方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止または休止した世帯に属する方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない世帯に属する方
- ・原子力災害対策特別措置法の規定による内閣総理大臣の避難または立退き指示の対象地域ならびに原子力災害対策本部長の計画的避難区域および緊急時避難準備区域の対象となっている方

☎ 健康推進課（内線2415）・各総合支所保健福祉課

東日本大震災犠牲者の石巻市慰霊祭

震災により犠牲になられた方々を慰霊するとともに、新しい石巻市として復旧、再生、発展を遂げていく決意を新たにすため、市主催の慰霊祭を実施しますので、ご遺族の方々はご参列ください。

と き 6月18日(土) 午前10時30分～(午前9時開場)

ところ 石巻市総合運動公園「大型車両駐車場」(石巻市南境字新小堤18)

※荒天で中止する場合は、ラジオ石巻(FM76.4MHz)でお知らせします。

- ・ご遺族の方々に個別にご案内通知はできませんので、ご了承ください。
- ・平服でご参列ください。
- ・無宗教形式で実施します。また、香料、供花、供物等のご辞退します。
- ・駐車場は、石巻専修大学駐車場をご利用ください。シャトルバスで会場まで送迎します。(駐車可能台数に限りがありますので、乗り合わせでご来場ください)
- ・石巻駅前と各総合支所から会場まで送迎バスを運行します。乗車可能人数、発着時刻等が決まり次第、避難所へのチラシ、市ホームページなどでお知らせします。
- ・慰霊祭は、ご遺族の方々に参列していただきます。
- ・ご遺族以外の方々は、慰霊祭終了後(正午ごろ)から午後5時まで、献花できます。

☎ 総務課(内線4031・4038・4036)

5月16日から石巻運転免許センター 業務再開と日曜窓口(8月まで)の実施

更新手続き 平日および日曜日(8月まで) 受付時間:午前8時30分～9時30分/午後1時～2時

学科試験 平日のみ 受付時間:午前8時30分～9時30分

再交付手続き 平日のみ 受付時間:午前9時30分～10時30分/午後2時～3時

※県内各運転免許センターでも同様に行っています。

※震災に伴い、運転免許証の有効期限が8月31日まで延長(有効期限が3月11日以降の方)されていますが、まだ更新手続きをされていない方が多く、7月以降は混雑が予想され、更新手続きに時間を要する場合がありますので、早めに手続きを行ってください。

☎ 宮城県運転免許センター ☎022-373-3601・石巻運転免許センター ☎0225-83-6211

古川運転免許センター ☎0229-22-8011・仙南運転免許センター ☎0224-53-0111

6月1日(水)よりスポーツ施設(一部)を再開しました

◇桃生野球場 ☎76-4565

◇桃生植立山公園(ソフトボール場・テニスコート・ゲートボール場・マレットゴルフ場) ☎76-5580

◇河南中央公園(野球場・テニスコート) ☎72-3561

◇かなんパークゴルフ場 ☎72-2933

◇にっこりサンパーク(テニスコート) ☎67-2038

※利用方法など詳細は、各施設へお問い合わせください。

遊楽館から「かなんホール」利用中止

遊楽館は現在、全館閉鎖していますが、「かなんホール」についても再開の見通しが立たないため、予約受付を中止しています。

来年3月まで受け付け済みの予約もすべて取り消させていただきますので、ご了承ください。

☎ 遊楽館 ☎72-3561

弁護士無料法律相談

仙台弁護士会による無料の法律相談会を行っています。どうぞ、お気軽にご相談ください。

と き 6月30日(木)まで(土日を除く)
午前10時～午後3時

ところ 市役所2階 相談室A・B

※予約制ではないため、長時間お待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。

☎ 市民相談センター ☎23-5040

秘書広報課(内線4023)

震災関係の市民サービスに関するお問い合わせは

市災害情報ダイヤル ☎0225-95-1112

受付時間 午前8時30分～午後7時

石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1 ☎0225-95-1111 fax 0225-22-4995

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

編集/発行 石巻市企画部秘書広報課(内線4025)

次回発行は7月1日の予定です。

印刷/(株)鈴木印刷所